「ドイツー辺倒」と 伊藤博文の独墺憲法調査

星 乃 治 彦* 大久保 里 香**

はじめに

西南戦争で活躍した軍人谷干城は、大日本憲法が公布される2年前の1887年(明治20年)7月、当時の社会におけるドイツ主義を次のように激しく批判している。「政府ノ方鍼、一モ独逸、二モ独逸ト頻ト独逸ニ傾ク。」「軽佻ノ弊」を難じ、「某、外国に在リテ静ニ観察スルニ、政府ノ方鍼独逸ニ傾キ、学術専ラ独逸ニ傾キ、軍事専ラ独逸ニ傾キ、商業専ラ独逸ニ傾キ、甚ダシキに至リテハ衣服ノ末ニ至ルマテ独逸ニ傾クカ如シ。」(1)

また、同じ年に、明治初期から中期の政治史である『明治政史』を刊行したジャーナリスト指原安三も、「彼奴も此奴も、独逸にあらざれば夜は明けぬ」と嘆いている^②。

1969 年『近代日本教育法の成立』を著した井上久雄は、後に、幕末維新期イギリスやフランス、アメリカの影響を強く受けていた日本が明治の末になると「ドイツ一辺倒」⁽³⁾ となったと言う。なるほど、例えば、文部省が海外に派遣した留学生のうちドイツやオーストリアに行ったものは、1875 年から 79 年まででは全体の 12.9% にしかすぎなかったものの、1890 年から 93 年にかけて

^{*} 福岡大学人文学部歴史学科教授

^{**}早稲田大学大学院文学研究科西洋史学コース博士後期課程1年

その割合は85.0%に及んだ。(4)

近代日本のモデルがなぜ英仏米からドイツに転換したのかに関しては、自由 民権運動の高揚期、イギリス型の議会制民主主義の導入を主張していた大隈重 信が政府から排除された明治 14 年の政変を、その転機とすることが一般的だ が、なぜ戦前日本における知的構造全体が、当時の最先進国としてのイギリス ではなく、「ドイツー辺倒」へと傾斜していくのか、をそれだけで論じるのは 難しい。井上久雄は教育史的観点から、森川潤は明治期のドイツ留学生の動向 を分析しているが^⑤、それら研究動向や課題を整理する作業は残されている し、これに現代的問題関心からアプローチすることは可能であろう。

『国民之友』第2号(1887 年)は「独逸風吹き来れり」と題して、「ドイツ 一辺倒 | を風に例え、それを次のように狂風と論じている。[®] ただ、「社会学先 生日く是れ狂風なりと、吾人其の故を問ふ、先生笑て答へす」とし、その原因 に関しては不問にしたが、ここではそれに対する回答を用意しようとするもの である。本稿は、日独交流史を明らかにする準備の一環として、「ドイツ一辺 倒しの成立過程を管見したい。その延長線上に、1889年プロイセン憲法を参 考にして、戦前日本の軌道を決定づけた大日本帝国憲法が制定されることにな る。そこでは伊藤博文のイニシアティヴが発揮されるが、そこに至る過程で画 期的な役割を果たしたのは、伊藤の独墺憲法調査であった。一般的には欧州調 香と言われるが、その実伊藤に対する講演はほとんどベルリン大学のクナイス ト教授とウィーン大学のシュタイン教授に限られているので、実態としては、 清水がしたように「独墺」の表記が適切かと考えられる。この憲法調査は、瀧 井に言わせれば、まだ「ブラックボックス」なので、この点の解明も求められ よう♡。全体として本稿は、星乃が進める科研費研究「ドイツ第2帝政及び日 独外交史の新視点―ザクセン・ヴァイマル・アイゼナッハ大公カール・アレク サンダー(1818-1901)を中心に―」の途中経過報告と準備作業の意味を持つ ものである。

1. 青木周蔵と岩倉具視のドイツ表象

後の「ドイツ一辺倒」を推進した中心的人物の一人で、「日本をプロシャに したかった男」 8 と評され 25 年以上もドイツに滞在したのちに外務大臣も務め る青木周蔵は、初期の留学生としては特筆すべき人物だが、その青木の留学間 もないドイツの印象から始めることにしよう。

青木は1868年10月に長崎を発し、12月フランス・マルセイユに到着した。 青木の目が最初にくぎ付けになったのは、「最も予の注意を惹きたるは同地駐 屯の軍隊なりき。」というように、軍隊であった。[®] 戊辰戦争の最中だったから とも自ら認める。またパリに入っても、「最も羨望に堪へさりしは、此の地に 於ても亦実に軍隊なりき。」ただ、そのうちに同じヨーロッパと言ってもその 違いや相互の対立に気づくようになった。

パリの知り合いのフランス人がドイツについて語った部分が描かれている が、そこでは、「独逸の如き欧洲の僻陬に赴かんよりは、寧ろ此に如何と勧る もあり。あるいは無遠慮に軽薄的仏人の性格を現はし、孛国は驕傲無礼の国な り、故にわが仏国は近き将来に於て應徽の師を起し、同国を征伐して [10] と、 そのフランス人には批判的叙述となっている。

1869 年 (明治 2 年) 4 月 2 日青木がドイツへの国境を越すと、すぐに遭遇し たドイツ軍のフランス軍との差異に大きな関心を持った。

「服装は粗朴なれども騙幹長大の兵士が、軍容堂々一歩毎に地盤を動かすが 如き力ある歩調を以て進行し、恰も鬼群の運動を見るが如くなりき。(中略) 幸国兵の質朴強健なる、毫も仏国兵に見るが如き軟弱の態度を存せず。其規律 厳正にして、一点の弛緩なき、予等門外漢と雖も、竊に仏国軍隊は到底孛国軍 隊の好敵手にあらざるを察知せり。すでにして、予は二、三の孛国士官と交を 訂し、従て彼等日常の生活に就ても、多少窺ひ知ることを得たるが、彼等は家 を出でて家に帰るまで、其の軍刀を脱することなく、仏国士官とは全く正反対 の態度を執り、其の様、恰も我国武士の態度に似たり。其の平生の挙止、亦、

仏国士官に見るが如き軽佻浮薄の態度を存せず。敦れも沈毅端正、意気昂然たり。其の後、孛国の一中佐と相識り、同国将校の教育、進級、給与等に関し、種々質問する所ありしに、彼れ答えて曰く、教育は一定の教科目を修了するに非ざれば陸軍将校たるを得ず。俸給は頗る僅少にして、之を英国士官の受くるものに比すれば、殆んど俸給と云ふを得ざるが如き薄俸なり。然れども、我等孛国貴族の軍職に就て孛王に奉仕するは、決して区々たる金銭の為めに非ず。能く職分を守り、義務を尽し、一身を犠牲として奉公の誠を效すこと、是れ実に我等孛国貴族の先天的観念なり。と。此の堂々たる言明は深く予の脳底に印せられ、今日に至るも忘れんと欲して、尚ほ忘るる能はざる所なり。」(11)

フランスの「軟弱」に対して、貧しさ、質実剛健、規律厳正、一点の弛緩なきプロイセン軍を見て、なるほどこれではフランスはドイツの「好敵手にあらざる」ことに合点がいった。

姿勢、態度にしても「軽佻浮薄の態度を存せず」、薄給であっても、「能く職分を守り、義務を尽し、一身を犠牲として奉公の誠を效すこと、是れ実に我等字国貴族の先天的観念なり」と、プロイセン人の義務感、忠誠心に痛く感心した。武士との類似性にも注目しながら、男性同盟的伝統を背景にした硬質なドイツ・イメージに惹かれたのは、青木につづいてドイツを訪れた岩倉具視にしてもそうであった。

周知のように、岩倉視察団は、1871 年 12 月から 73 年 9 月 13 日まで 2 年近 く一国の最高指導者たちが国を空け、欧米を視察するという前代未聞の行為であった。それまでにして、当時の日本人は欧米を見聞し、知識を得たかったとも言える。100 名を超す大使節団の中には伊藤博文の名前も挙がっていた。(12)

一行は、イギリス滞在に4か月と最も多くの時間を割き、フランスにも2か 月滞在した。これに比べれば、一行のドイツ滞在は、1873年3月から5月に かけて1か月余りの短い滞在期間であったが、国会開会式、皇帝誕生日の式典 などにも臨席した。品川弥次郎や青木周蔵ら留学生が世話にあたった。『米欧 回覧実記』を基に、岩倉たちがドイツに「異常なる共鳴を覚えざる」を得なかっ たものとして、最初に挙げたのは、以下のようなものであった。

「普国人民ノ普業ハ、重ニ農牧ニアリ、全国人員ノ半数千百萬人ハ、農ヲ業 トスル家ナリ、此国ト英国トノ貿易ニテモ知ルヘキカ如ク、農産ノ高ハ、有余 ヲ輸出スルニ足ル、此利益ヲ本トシ、兼テ鉱業及ヒ製作ニ務メテ、外国に貿易 シ、海外ノ遠地ニモ航通スレトモ、英仏ノ両国、海商ヲ事トシ、製造元品ヲ、 常ニ遠地ヨリ輸入シテ、自国の製作ヲ加へ、又外国ニ輸送シ、市侩ノ利ニヨ リ、国を富ニスノ目的トハ異ナリ、是ヲ以テ其武巧ノ外ハ甚タ遠国ニ著ハサレ トモ、其国是ヲ立ルハ、反テ我日本ニ酷タ類スル所アリ、此国ノ政治風俗ヲ講 究スルハ、英仏ノ事業ヨリ益ヲウル事多カルヘシ。|(13)

つまり、人口の半分が農業に従事し、農業を中心とし、自国の鉱工業の振興 にも努めるドイツは、海外交易、加工業を中心として国富とする英仏よりもは るかに日本に類似しており、ドイツを研究することは、大きな利益につながる と岩倉らは理解したのであった。代表団がドイツを見れば見るほど、浮上した のは、西欧でも最先進国であったイギリスに対するのとは異なる別の感情、つ まり先進国への羨望というよりも、むしろドイツと母国日本との類似性への共 鳴ともいうべきものであった。

『米欧回覧実記』から浮き上がるもう一つのドイツへの「強い共鳴」とは、 普墺戦争や普仏戦争など一連のドイツ統一戦争に勝利したという周知の事実を 基にしたものであった。「それは新興国としてのドイツの当時の赫々たる国威 であり、且つ岩倉等の試みた明治初年の世界漫遊に於て、ドイツに対し感銘し た強い共鳴であつた。・・・内治に外交に、国防に産業に、また文化に於て、 正に旭日昇天の概を示してゐたのである。」(14)『実記』の記載によれば、ドイツ の「旭日ノ勢ナル事」(15)であった。

当時、日本自らを旭日と重ね合わせていた伊藤博文は、1872年(明治5年) 12月14日岩倉使節団の副使としてサンフランシスコで有名な「日の丸演説」 を「わが国旗の中央に点ぜる赤き丸形は、最早帝国を封ぜし封蝋の如くに見ゆることなく、将来は事実上その本来の意匠たる、昇る朝日の尊き徽章となり、世界に於ける文明諸国の間に伍して前方に且つ上方に動かんとす」(16) で締めくくった。こうした日本は旭日たらんという意気込みを考え合わせると、成熟したイギリスやフランスに比べドイツは将来性のある国であって、「旭日」と映り、それが同じ旭日たらんとする日本にとって共鳴と羨望の対象であったとしても不思議ではない。これは、欽定憲法を持つ国が複数あるにも関わらず何故プロイセンが浮上するのかにもつながるものである。

とくに岩倉使節団一行が合点する場面があった。「彼等の一行は、ビスマルクに一夕の宴に招かれ、極めて思ひ出深い政談を聴いた。ビスマルクは彼等に建国の苦心を語り、殊に小新興国の心得べきこと、英仏諸国に対し真に警戒すべき事実などを打開けて、日本の今後に若しも語るに足る国ありとせば、それはドイツに外ならない旨を語つたのである。曰く、

「方今世界ノ各国皆親睦礼儀ヲ以テ相交ルトハイへトモ、是全ク表面ノ名義ノミニシテ、其陰ニ於テハ強弱相凌キ大小相侮ルノ情形ナリ。予カ幼時ニ於テ我カ普国ノ貧弱ナリシハ諸公モ知ル所ナルへシ。此時ニ方リ親ク小国ノ情態ヲ閲歴シ常ニ憤懣ヲ懐キシコトハ今ニ耿々トシテ脳中ヲ去ラサルナリ。彼ノ所謂公法ナルモノハ平常ハ列国ノ権利ヲ保全スルノ典憲ト言フト雖モ、大国ノ利益ヲ争フヤ、己ニ利益アレハ公法ヲ取テ少シモ動カス、若シ不利益ナレハ翻スニ兵力ヲ以テシ、固ヨリ常守アルコト無シ。小国ハ孜々トシテ辞令ト公理トヲ省顧シ敢テ閾限ヲ越ユルコト無ク、以テ自主ノ権利ヲ保全センコトヲ勉ムルモ、其簸弄凌侮の政略ニ当レハ、殆ント自主ノ権利ヲ保全スル能ハサルニ至ルコト毎々之レ有リ。是ヲ以テ慷慨シ、一度ハ国力ヲ振興シー国対等ノ権利ヲ以テ外交ヲ為スヘキノ国トナラント思慮シ、愛国心ヲ奮励スルコト数十年ヲ積ンテ、遂ニ近年ニ至リ僅ニ其希望ヲ達スルコトヲ得タルモ、畢竟各国ニ対シー国自主ノ権利ヲ保全セント欲スルノ志願ニ過キサルナリ。而ルニ各国ハ皆当国ノ兵ヲ

四境二用ヰタル跡ヲ見テ憎悪ノ心ヲ生シ、漫二軍略ヲ喜ヒ人ノ国権ヲ侵掠スル モノト非譏スルニ至ル。是全ク予カ国ノ志願ニ反セリ。予カ国ハ唯々自国ヲ愛 重スルニ由リ、各国互ニ自主シ対等ノ交ヲナシ、相侵越セサル公正ノ域ニ住セ ンコトヲ希望スルモノナリ。従前ノ戦争モ日耳曼国ノ国権ヲ保全スル為メ已ム ヲ得スシテ兵ヲ用ヒタルコトハ、世ノ識者ハ必ス認識スルナルヘシ。聞ク所ニ 依レハ英仏諸国ハ海外ニ属地ヲ貪リ、物産ヲ利シ、其威力ヲ擅ニシテ、諸国ハ 皆其行為ヲ憂苦スト。欧州親睦ノ交際ハ未タ信ヲ置クニ足ラス。諸公モ亦必ス 内顧自懼ノ念ヲ放ツコトハ恐ラクハ無カルヘシ。是レ予カ小国ニ生レテ其ノ情 態ヲ熟知スルニ由り、尤能く其意ヲ了解スル所ナリ。予カ世議ヲ顧ミスシテ国 権ヲ完全ニ保護セント欲スルノ志願モ、亦此ニ外ナラス。是故ニ当時日本ニ於 テモ親睦相交ルノ国多シト雖モ、国権自主ヲ重ンスル日耳曼国ノ如キハ其親睦 中ノ尤親睦ナル国ナルヘシ。|(17)(※旧字体の漢字は新字体に改めた。)

この場面は、ドイツ語の『ビスマルク全集』にも収録されており、「ビスマ ルクがこの演説で述べたことは確かに現在国際法の導入が議論されているもの の、弱小国は国際法導入にあたって利は少ないので、日本は強くならなければ ならない。ビスマルクは、日本に近代化に於いて大きな成果を収めることを期 待するとともに、ドイツが英仏とは明確に違い植民地をめぐる競争には関与す る意図がないことを強調した。」(18)となっている。

とくに策略家ビスマルクの、ドイツが植民地化しないという言動は、一行に 安心を植え付け、「このビスマルクの感慨は、恐らく岩倉、伊藤等に深く印象 づけられ、ドイツに関する忘れ難い想ひ出と同時に、最高の尊敬を拂はしむる に至ったと思はれるのである。|(19)

「当時の岩倉等の視察は、政治組織や政治の運用には余り分析的でなかつた し、またそれを試みるべき知識もなかつたと思はれる [20] という中で、印象こ そが大きな意味を持った。岩倉使節団に於けるドイツに対する表象として、日 本との類似性、旭日性から来るモデルとしての魅力に、後に「ドイツー辺倒」 を主導する岩倉や伊藤といった指導者たちが共鳴していたということは、この 時点ですでに「ドイツー辺倒」になるための序奏は始まっていたことを示すも のであった。

事実 1870 年代から 80 年代にかけてのドイツは、それほど輝かしきものではなかった。たしかに普仏戦争に勝ち、賠償金によって一時的ブームを経験したものの、依然として当時のドイツは英仏に比べれば大国ではなかったし、近代化も遅れをとっていた。とくに 1873 年ウィーン万博開幕直後に株式は暴落し、「大不況」と呼ばれる時期に入った。ダイムラー・ベンツやディーゼル・エンジンなどの発明によってそれを克服し、ドイツ電機・化学を中心とした第 2 次産業革命が本格化するのはもう少し後の 1890 年代の話であって、先進国という点での魅力は、ドイツ統一以降 1880 年代当時のドイツには乏しかった、と考えられる。そうした 1881 年(明治 14 年)に日本側で「ドイツー辺倒」を決定的とする事件が起こった。

2. 「ドイツー辺倒」への転換

この転換にあたって、明治14年の政変を充てるのは、ひとまず妥当と思われる。つまり、1881年(明治14年)自由民権運動の中で、憲法制定議論が高まり、政府内部でも、ドイツ流の君主大権が強い憲法なのか、イギリス流の議会制民主主義なのかといった議論が展開され、これに別の脈絡からスキャンダル化していた開拓使官有物払い下げ事件も絡みながら、イギリス流を支持していた大隈重信が政府から追放された。この時点では、憲法議論自体が白紙撤回されたことから、即座に岩倉や井上毅が支持したドイツ流へのかじ取りはなされなかったが、その後結果的にこの政変は「ドイツー辺倒」に傾斜するにあたって画期的事件となった。(21)

この当時、自由民権運動を背景に憲法制定の動きは本格化していた。この運動の後押しを受けて、「三井中興の祖」と後になる中上川彦次郎をはじめ犬養毅、

牛場卓蔵、大隈英麿、尾崎行雄、小野梓、河野敏鎌、島田三郎、田中耕造、津 田純一、中野武営、前島密、牟田口元学、森下岩楠、矢野文雄など、福沢門下 生はイギリスをベースとして着々と憲法草案を練っており大隈を下支えしてい た。

大隈への対抗からドイツ主義者の岩倉は太政官大書記官井上毅に検討を依頼 し、ロェスラーの助言を得て、『欽定憲法考』『憲法意見第一』『憲法綱領』な どの調査書類を提出したが、これが後に「岩倉憲法意見書」と呼ばれるもので ある。明治14年6月末に岩倉に提出された「岩倉憲法意見書」「大綱領」「要領」 「意見書 |などによって、以下の大日本帝国憲法の骨組みが浮上することとなっ た。(22)

- 1 憲法は欽定憲法であるべきこと
- 2 国会はイギリス流を排しプロイセン流であるべきこと
- 3国務大臣は天皇の親任によること
- 4国務大臣は天皇に対し責任を負い、連帯責任は取らないこと
- 5 施行予算制度を確立すべきこと

こうして大隈と岩倉の対立が準備される中で、伊藤博文は、西南戦争後のこ の時期、憲法よりは国内体制の安定や国力の回復に傾注すべきであるという立 場をとっていた。⁽²³⁾

憲法制定に向けた先手を打ったのは大隈の方であった。大隈は 1881 年(明 治14年)3月、左大臣有栖川宮熾仁親王に憲法意見書を「密奏」した。イギ リス流の議院内閣制を1883年(明治16年)に開設するという内容のものであっ た。衝撃が走った。5月にその内容を知った岩倉は、その内容もさることなが ら、自分を無視して熾仁親王に極秘裏に意見書を出した経緯に激怒し、井上毅 に意見を求めた。井上毅は大隈案と福澤諭吉の民権論(『民情一新』)との類似 点を指摘して、一刻も早い対抗策を出す事を提言、岩倉の命令を受けた井上は ドイツ帝国を樹立したプロイセンに倣った君権主義国家が妥当とする意見書を

作成した。だが、大隈の密奏も岩倉・井上毅の意見書も他の政府首脳には詳細が明かされなかったために、伊藤がこの事情を知ったのは6月末であった。ただし、伊藤は大隈に対してのみではなく、岩倉・井上毅が勝手にプロイセン式の導入を進めようとしていた事に対しても激怒した。この時点では岩倉が唱える「大隈追放」にも否定的であった。⁽²⁴⁾

この間にも井上毅の暗躍は続いていた。伊藤の盟友・井上馨を説得し、伊藤が薩摩閥と結んでまず憲法制定・議会開催時期を決定するよう求めた。10月11日の御前会議の裁許を得て、翌日国会開設の詔勅などが公表された。また大隈邸を伊藤と西郷従道が訪れて辞表提出を促し、大隈は了承した。なお、この際に「建国の本各源流を殊にす。彼れを以て此れに移すべからず」という政府首脳間の合意が為され、一旦は白紙撤回されることとなったものの、結果として政府内に勢力を温存した井上毅らドイツ主義者たちの影響力が増した。(25)

「ドイツー辺倒」の中心にいた井上毅は、政変直後の1881年11月「独乙学ヲ奨励ス」という意見書で、「専ラ孛国ノ学ヲ勧奨シ、・・・英学ノ直往無前の勢ヲ暗消セシムベシ」と主張した。⁽²⁶⁾

森川潤が明らかにしているように、政府の方向転換は劇的であった。期間ごとに区切った、文部省から派遣される留学生の数をまとめたのが、表1である。これを見ると明治14年あたりを境に海外派遣先が明らかに英米仏からドイツへシフトしていることがわかる。とくに1880年から1884年にかけて留学先としてドイツとオーストリアに向かった留学生は全体の実に88%に及んだ。その後も留学生がドイツに集中する傾向は続いた。学んだ専門領域は表2のとおりである。

ドイツ主義者として有名な加藤弘之が 1881 年から 87 年まで東京大学の初代 綜理を務めていたこともあって、表 3 に見るように、この 1881 年(明治 14年) あたりで東京大学で学ぶ外国語教育に於けるドイツ語の比重も格段に重きを増した。またそれとも関連して、表 4 に見るように、東京大学で雇用されるドイ

	計	独・墺	米	英	仏	ベルギー
明治8 (1875)	31 (0)	4 (0)	12 (0)	11 (0)	4 (0)	0 (0)
~12 (1879)		12.9	38.7	35.5	12.9	0
明治 13(1880)	25 (0)	22 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
~17 (1884)		88.0	0	8.0	4.0	0
明治 18(1885)	24 (2)	10 (2)	6 (0)	8 (1)	1 (0)	1 (0)
~22 (1889)		41.7	25.0	33.3	4.2	4.2
明治 23 (1890)	20 (6)	17 (6)	2 (2)	4 (3)	7 (5)	1 (1)
~26 (1893)		85.0	10.0	20.0	35.0	5.0
計	100 (8)	59 (7)	20 (2)	25 (4)	13 (5)	2 (1)
ji ji		59.0	20.0	25.0	13.0	2.0

表 1 文部省留学生の留学国別・期間ごと(5年間)の推移

※期間ごとの留学生数の右の () 内は複数国へ留学したものの内数、おなじく下段は期間ごとの当該国への留学生の占有率 (%) をしめす。(森川潤『明治期のドイツ留学生』 雄松堂 2008年 2頁)

ツ人教師の数も英米のそれを圧倒するようになっていった。教育の分野での 「ドイツー辺倒」への傾斜の一例である。

軍隊内部でも大きな変化が起ころうとしていた。1885年(明治 18年)、政府はドイツ陸軍参謀本部からメッケルを陸軍大学公講師として招聘し、陸軍顧問はフランス中心からドイツ中心へと、決定的な転換の一歩を踏み出すこととなった。⁽²⁷⁾

「ドイツー辺倒」の中心となるべき組織として、獨逸学協会の存在は大きい。ドイツ文化を取り入れるため、1881年9月18日、獨逸學協會(Verein für deutsche Wissenschaften)が東京麹町に設立された。親睦的な組織から次第に国策機関という色合いを強めていったこの組織の初代総裁には北白川宮能久親王が就任している。⁽²⁸⁾

1883年には獨逸學協會學校(獨逸学協会学校)が開設された。この学校設立に際しては初代学長の西周や加藤弘之ら、当時の啓蒙学者が関与し、ドイツ

表 2 国別修学科目一覧

	英 吉 利	佛朗西	独乙	荷蘭	米利堅
	商法 貿易 金銀	法律 税法 民法 刑律 詞	政治学	政治学	郵伝法
	為替 諸会社	訟法	経済学	経済学	商法
社		交際学 万国公法	諸学校ノ法	国債法	
社会科学系		利用厚生学 交通ノ道	諸科公私		
学		生産ノ法 聚散ノ理	ノ塾		
糸		貨幣紙幣ノ制度			
		国勢学 有形ノ物品ヲ表出シ			
		政治ノ得喪ヲ監別スル方法			
医学			医科		
医学系			薬制法		
	地質金石学	動植学	格致学		
自然科学系	諸鑛砿 動植物	星学 天文推歩	<u>星学</u>		
科		<u>数学</u>	地質金石学		
子系		格致学	<u>化学</u>		
		化学	動植学		
	器械学 器用工作	<u>建築</u>		<u>水利学</u>	工芸法
_	製鐡法 製鐡場方			堤防橋梁	鉱山学
工学系	法 器械運用			治河法	
系	建築学 諸興作			建築学	
	造船学 戦艦修繕			<u>造船学</u>	
	方法				
##	牧畜学 水草ノ適				農学
農学系	宜 六蓄蕃殖ノ				牧畜学
系	方法及性體ヲ変				
	更スル術				

(森川潤『明治期のドイツ留学生』雄松堂 2008年 4頁)

啓蒙主義を基礎とした。設立メンバーには井上毅・青木周蔵・桂太郎らも名を 連ねているが、学校運営を中心的に担っていたのは品川弥二郎であった。1885 年7月にはドイツの法律や政治を学ぶための専修科が普通科の上位の課程とし て設置され、司法省・文部省など政府から多額の財政支援を受け、当時のいわ

学部	明治 12-3 年	明治 14-5 年	明治 16-7 年	
法学部	E 4	E 4	E 0	
(太子部 	F 6	F 6	F 6	
	E 6	E 4	E 4	
理学部	F - 4	D 4	D 4	
	E 13	E 10	E 8	
文学部 I	F - 6	D 9	D 9	
	E 13	E 4	E 4	
П	F - 6	D 9	D 9	

表 3 東京大学外国語履修単位の変遷

Eは英語、Fはフランス語、Dはドイツ語。

文学部Ⅰは哲学科、Ⅱは政治学理財学科。

明治16年理学部生物学科はドイツ語2、ラテン語2。

(井上久雄『近代日本教育法の成立』 風間書房 1969 年 767 頁)

ゆる「九大法律学校」の一つに数えられた。この獨逸学協会の実態解明が今後 期待される。(29)

さて、明治14年の政変の後、1881年には国会開設の詔勅が発せられ、その 後1882年3月3日井上毅の起草と言われる憲法調査のための渡欧の勅命を受 けて、伊藤博文はドイツとオーストリアを中心としたヨーロッパでの調査研究 にあたり、帰国後1889年ドイツ流の大日本帝国憲法が制定された、と一般的 には叙述されてきた。(30)

ただ、明治14年の政変のプロセスで明らかになったのは、大隈は福沢の門

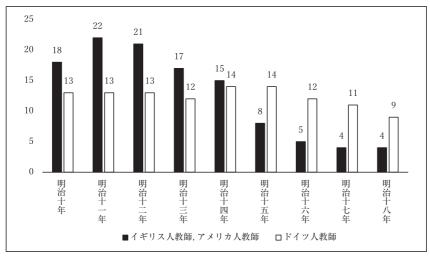


表 4 東京大学御雇教師の変遷

(井上久雄『近代日本教育法の成立』風間書房 1969 年 768 頁)

下生を従えてイギリス流議会制度の導入をひそかに準備し、他方岩倉と井上はプロイセンをモデルとしてこれに対抗しようとする中で、伊藤博文は完全に蚊帳の外におかれていたことであった。「伊藤がいっそう衝撃を受けたのは、国家建設の最重要問題である国会論を、陰謀めいた方法で決定しようとする」ことであり、「その背後では一介の書記官にすぎない井上毅が、憲法調査はおろか、プロイセン型憲法の早期制定に加えて早期国会開設までひそかに画策していることが明らかになった」ことである。(31)

大隈追放のその日に発せられた『国会開設の勅諭』は、立憲化を漸次的に行うことを宣言したが、支配層の念頭にあったのはプロイセンであった。一方、すでにプロイセン式の憲法導入に積極的であった岩倉や井上毅と違い、政変後の伊藤個人は立憲体制導入の決意は固めていたものの、どの形態を採るかについてはまだ確信は得ていなかった。この時点ですでに立憲体制構築の指導者と

目されていた伊藤は、政変の中で、岩倉―井上ラインに担ぎ出されているもの の、完全に遅れをとっていた。

明治14年の政変で伊藤にとって一方の大隈側の危険は取り除かれたので、 もう一つの岩倉―井上ラインに対処しなければならなかったが、伊藤は、 岩倉―井上ラインに先を越されている、遅れをとっているという焦燥感から、 自らのリーダーシップが失われることに大きな危険を感じていたに相違ない。 大きなストレスの中で、伊藤の持病である神経症も悪化していた。親友の井上 鏧は「近日伊藤モ大ニ痛心ノ極ニテ、神経症差起リ、毎夜不眠、酒一升モ呑ミ テ、漸ク寝ニ就ク^[32] と伊藤を心配していた。伊藤が追い詰められていたこと だけは確かであった。こうした中で浮上してくるのが伊藤のドイツ訪問で あった。

3. 伊藤博文の独墺憲法調査

伊藤のドイツ訪問については1882年(明治15年) 当時から、疑問視する声 も多かった。2月28日『東京横浜毎日新聞』は「尤も御用の程は判然せず。」 と疑問符を呈していたし(33)、3月9日『郵便報知新聞』は、内外の重要な時期 にもかかわらず「重臣ノ今日ニ於ケル容易ニ外ニ出ルノ時にアラサルナリ」と 批判的であった。⁽³⁴⁾ジョージ・アキタにしても、すでに 1971 年に、なぜ当時「時 間も通貨も極端に欠乏していたのに、政府の最有力者を海外に派遣し、時間と 金を惜しまずに使わせたのか」と疑問を呈している。(35)

その意味で、伊藤の滞欧憲法調査を瀧井は「ブラックボックス」と呼んだが(36)、 最近の坂本の研究は伊藤の政治手法としてこの調査旅行を解釈する。つまり、 すでに岩倉具視―井上毅によって整備されていた憲法構想に対抗し、イニシア ティヴを奪還する意図をくみ取り、坂本はこの調査旅行を伊藤流のポーズとし て解釈する。伊藤が自ら、「ドイツ主義者を演じて見せる」調査成果を誇張し、 利権政治家としての地歩固めに利用したからこそ、伊藤は「立憲カリスマ」と

して君臨できたとするのであった。坂本は、最初から組み立てられた一貫した 伊藤の意図を強調するが⁽³⁷⁾、瀧は「濃密な心理劇として描かれるべき」と、む しろ状況によって変化していた点に注目する。⁽³⁸⁾ いずれにせよ、伊藤がドイツ で何をしていたのか、滞欧期間の分析が必要であることだけは確かであろう。

伊藤側に立てば起死回生をかけ、井上毅からすると自らのドイツ主義を貫徹させるという、この伊藤の憲法視察の成否は、伊藤のその後にとって大きな意義を持っていたことはたしかである。伊藤にとっては、大きな賭けであったとも言えよう。

岩倉使節団の100人規模に比べれば、今回伊藤に同行したのは、山崎直胤太政官大書記官、伊東巳代治参事院議官補、河島醇大蔵権大書記官、吉田正春外務少書記官、平田東助大蔵少書記官、三好退蔵大審院判事、西園寺公望参事院議官補、岩倉具定参事院議官補、広橋賢光参事院議官補の9名に過ぎなかった。さて、伊藤一行は、吉野作造の表現によれば「わき目もふらず」ベルリンをめざした。(39) だが、その最初のベルリンで伊藤は窮地に追い込められることとなった。

クナイストが受け入れ教授ではあったが、実際の憲法講義は、クナイストの高弟で、名前から推察できるようにユダヤ人であったモッセによって、5月16日に始められてその後、取りあえず7月29日までの42日間、概ね講義は23日置きに行われたものと推定出来る。(40) 講義は、途中夏季休暇を挟んで、明治16年2月9日「第四十四編、内務警察」にいたるまで、びっしりしたスケジュールで進められた。ドイツ人らしいと言えばドイツ人らしい。相手が理解していようがいまいが、一方的にノルマを淡々とこなしていく姿が想像される。懸命に尽力したのは、寧ろモッセの方で、まくしたてるモッセの姿は想像できる。

問題は受け取る伊藤の方である。ドイツ主義を先導した天下の秀才井上毅でさえ、彼のフランス留学中フランス南部を旅行して「獨行草臥碌々木偶人に異ならず [40] と言っているくらいだから、当時の留学生たちは語学力の習得に非

常に苦労したことがうかがえる。

言葉の問題だけではなく、法学を専門的に学んだことがなく、ドイツが連邦 制的国家の色彩を強く残していたという歴史的背景、さらにプロイセン憲法紛 争などの当時のドイツの国情も理解していたかも定かではない当時の伊藤が モッセの講義をどの程度理解したかどうかは甚だ怪しい。

伊藤の二女牛子と結婚した末松謙澄によると、伊藤から他の内閣大臣に宛て た書簡はひとまとめにされていたが、「今は故あって夫れが吾輩の家に伝わっ て居る | ということで、いくつかの書簡を公開しているが、明治15年8月4 日の山県、井上、山田に宛てた書簡では、「憲法を取調候には政治上の百般の 事情を渉らざるを得ず随分繁雑なる仕事の御座候迚も精緻には参り不申候へ共 中央政府の組織より地方自治の事等い至る迄大概は研究致さざるを得ず故に譬 へ如何程の達識学者と雖必ず數多の歳月を要し候事不俟論招請に在りては殊に 浅学而巳ならず獨逸の文語をも不解よりして尤も困難なる譯に御座候 [42] と弱 音一色であった。

「扨てグナイスト、モッセイ兩氏の講義談話は、此諸人が盡く一列となって 學校生徒の如く聴講するは甚だ角立て面白からず、先方に於いても夫は困ると いう云ふ様な譯合から、土岐の駐在全権公使青木周蔵氏が通訳と云ふ資格に常 り、伊藤巳代治氏が秘書官兼書記役と云ふ資格て之に列し、伊藤公自身が先方 と相對して其云ふ所を聴き、又質問を發して質疑応答すると云ふ事に定め た |(43)

つまり、講義にあたって、伊東巳代治が傍らにいて、伊藤と良好な関係とは 言えない仲の青木周蔵が通訳として関与し、さらに堅田が明らかにしたよう に、アレクサンダー・シーボルトは以前クナイストの講義を聴講したことがあ り、その際英語で筆記したノートを伊藤に提供するなど、懸命にサポートした としても、大変な作業であった。(44)

クナイストは週3回程度の「談話」には応じていたものの、実質的な講義は

高弟のアルベルト・モッセに任せっきりであった。その模様は『莫設氏講義筆記』に詳しいものの、(国立国会図書館憲政資料室『伊東巳代治関係文書』所収)「憲法ヤ行政ノ取調ニハ、テクニツカルノ言語多ク、小生モ英語ヲ引合ニ其意味ヲ解釈スル事ヲ得ル位ニテ頗難渋ヲ覚へ申候」と井上馨に吐露している。(45) モッセの実直な講義も伊藤には気に入らなかったらしく、そもそも国を代表している伊藤自身に教授ではなくその弟子が講義することも気に入らないらしく、伊藤はモッセのことを「一法師」と軽蔑していた。(46)

7月1日井上毅宛ての書簡で伊藤はドイツ語の「文字言語の不通」を嘆息し、こぼしている。⁽⁴⁷⁾ 苦痛でしかなかったろう。問題はそればかりではなかった。随行員の統制がとれないほどであった。

「随行中独乙の言語文字を知るものはわずかに二人耳」(48) で伊藤のみが講義を聞き、その他の随員は旅館で新聞を読んだり、見物に行くといった具合で、随員の三好退蔵は伊藤宛に書状を送っているが、そこでは、「閣下独り憲法を講義するに従事し、各員を分て他の局務を採らしむ。各員の目的是より違ひ各員の精神是より沮喪し、前日の期望は変して不平の声となり、閣下の名誉は殆んと将さに毀損せんとす」(49) と不満を露わにした。せっかく国家の将来を左右する憲法調査だと、意気込んできた随員たちの無念が伝わる。随員たちの不満が表面化する中で伊藤の焦りは想像に難くない。

8月4日山県、井上、山田に宛てた書状で伊藤は憲法取調の困難を訴え、「事宜によりては今一箇年か半歳位は帰朝御猶予を懇願仕度尤随員も多人数の儀に御座候故不残と申儀は随分御困難と奉存候へ共此等は如何様とも御指揮次第に取計申候。」(50) と、そのためにヨーロッパ滞在を一年ないし半年延期することを申し出ている。ここでは伊藤の意気はすこぶる不振であった。

このままでは、「調査研究は、後日に至り一も見るべき成績なかりき」⁽⁵¹⁾ という青木周蔵の評価であった。こうした伊藤を救ったのは、ウィーンのシュタイン(Lorenz von Stein)であった。

8月に入るとベルリンでの講義は夏季休暇に入ることとなった。その間一行 は、随員の一人で以前ウィーンの公使館に務めたこともあった河島醇も口を利 いて、ウィーンのシュタイン教授の講義を受けることとなっていた。一行は、 8月8日ウィーンに到着すると、即日シュタインに面会し、すでにその面談に 非常に感激した旨岩倉に伝えている。数日前の伊藤とは別人のように意気は頗 る揚々であった。11 日岩倉に宛てては「心私かに死処を得るの心地」として 憲法制定に関して、確信を得たと書き送っている。(52)

9月18日からはじまったシュタインの講義は、英語が使用され、初日が国 王の特権、政体の異同、立法部の構成、20日社会と政党、国会政治と王権政 治、資本と労働、立憲政治と上下両院、22日立法と行政の限界、大臣の責任、 法律と命令、職権の乱用と行政裁判、管理の任免登用と、ベルリンでのモッセ の講義のように憲法のみに限られた条文解釈とは違った、法学、経済行政学、 社会学、教育学、社会科学の知見を網羅するシュタインの百科全書的な講義が 展開された。こうしたシュタイン流の講義は、専門化が進行する当時のドイツ 法学界の中では前世代の遺物視する傾向もあったとされ、シュタインは「行政 行為を自立した学問対象として重要視し、しかも行政官の育成に行政学の必須 を唱えて学部改革を企図した異端の学者であ [63] って「当時の国法学界では傍 流に属し例外的に歴史や比較政治に関心を持続させ」ており、行政学や憲法学 の王道とは言えなかった。しかし伊藤にとっては、こうした学問的な事情はあ る種重要ではなかった。彼にとって重要だったのは、「シュタインの権威を巧 みに利用しながら |、「伊藤は憲法調査の政治指導を通じて、『立憲カリスマ』 とも言うべき威信の獲得に成功」することだけであった。

瀧井は、伊藤が行政学との出会い、花としての憲法、根としての行政学の学 問的重要性に気づき、「行政と憲法を包摂する全体的な国制の見取り図を自分 のなかに描き切ること、それができた暁にはじめて、独自の立憲思想が勝ち取 られ、憲法制定作業のなかでの主導権を回復することもできるだろう [64] と高 く評価するものの、伊藤がそれだけ体系的に理解していたかは疑問である。自 らの存在意義を前に押し出すツールとしての意義の方が大きかったのではなか ろうか。というのも、行政学の重要性の指摘はすでにベルリンで青木が主張し ていたところであったし、たしかに自由民権派には欠けていた点でもあった。

それに、行政学、政治学の領域は、井上毅のような能吏であっても理解できない伊藤の得意とする領域でもあった。坂本はよりリアルに「専門知識は、現に井上毅が日本で行っているように、書物を通して理論的には可能であり、欧洲に長期間滞在して調査を行う固有の利点ではないからである。(中略)また専門知識だけなら、伊藤よりも知悉している人物は多く存在したであろう。」「だが行政の実態や現実の政治を動かしている慣習や機微」こそ伊藤が得意とする分野であり、伊藤が「アクチュアルのポリチックス」や「アドミニストレーション」の有効性を説き、それを自らの威信にしようとした、と評価する。(55)

行政学、政治学の点から憲法を捉えるという観点を得た伊藤は、15年10月 23日ウィーンから井上宛の書簡で、憲法そのものの研究を次のように「最早 充分」と言う。

「尚グナイストに就き可申心得に御座候憲法丈の事は最早充分と奉存候へ共 アドミニストレーションに到ては却々容易なる事無之、プリンシプル丈にても 相心得置度熱心罷在候行政裁判の事は憲法政治の不可缺者に御座候處獨逸より も墺國の組織尤も宜敷様覚え申し候。」そして狭い憲法だけに拘泥した議論を 展開する自由民権派の知識人たちを次のように批判する。(56)

「日本ニ而へボクレ書生が、物質の如何ヲ弁ゼズシテ只書中ノ字義ヲ翻訳シテ、是が何国ノ憲法ナリ、政府ノ組織ナリト、衆愚ヲ誤ラシムルガ如キニアラズ、其国ノ沿革ヨリ、其事ノ実跡ヲ熟知シ、其理否ノ抵触等ニ付テノ議論ヲモ判別シテ、明瞭ニ講説スルヲ聞クヲ得ルハ頻楽シキコトニ御座候。」「577 こうして伊藤にとっての焦点は、こうした行政学の重要性の強調と、シュタインを祭り上げることによって、自らの権威を高めることに絞られた感がある。

憲法研究にあたって行政学の重要性に関しては、青木あたりも認知してい た。ただ伊藤はそりの合わない青木に従うこともなかったし、青木の言う通り クナイストには師事することもできない。シュタインでなければならなかっ た。行政学の「大家たる」シュタインの権威を最大限利用しながら、自らの存 在を強くアピールすることになった。伊藤がシュタイン学説を十分理解してい たかどうかは別であった。その矛盾は端々に散見される。

そもそもシュタインは、1815年バルト海に面したシュレーシュヴィヒのエッ カースフォェルデ近郊ボルビー生まれ、キールやイエナの大学でブルシェン シャフトのメンバーだった。キールで教授資格を取得し、1846 年には弱冠 31 歳で国家学の助教授に就任し、3月革命後に開催されたフランクフルト国民議 会にはオブザーバーとして参加した。1850年ホルシュタイン4選挙区で議員 に参加するなど、政治的にも積極的姿勢で臨んだが、1852年には、シュレー スヴィヒ・ホルシュタインにおいてデンマークに反対する運動にかかわった廉 でキールでの教授職は解任されることとなった。その後 1855 年からウィーン 大学で政治経済学の正教授に就任していた。ドイツでの評価では、フランス社 会主義・共産主義に関する最初のドイツへの紹介者として記憶され、政治思想 に衝撃を与えた人と紹介されている。社会主義・共産主義をブルジョア自由主 義的進歩思想と結び付けた人物というのが学問的評価となっている。シュタイ ンの思想のカール・マルクスへの影響もあったと推測される。(58)

国家学の領域において、シュタインの学説は王道でもなければ主流でもな い。シュタインの主張は、理論的な意味では伊藤との距離を感じる。ただ伊藤 にとってはそういったことはある種どうでもよかった。シュタインに初めて 会った3日後8月11日に伊藤は岩倉に宛てて「英、米、仏の自由過激主義者 の著述 | にかぶれた輩によって傾けられた国家を 「挽回するの道理と手段を得 | た、と書いているが、「೨リ シュタインの思想はそのようなものではなかろう。瀧 井は、長らく誤解されているようにシュタインの国家論のなかに天皇制イデオ

ロギーを見出せず、むしろ逆に「君臨すれど、統治せず」の原則に共鳴する内容だったという。⁽⁶⁰⁾ たしかに、シュタインの経歴を見ても、首肯できよう。

シュタイン自身も日本への関心を持ち、伊藤とはたちまち意気投合したとされる。木場貞長の回想によれば、シュタインの語り口も伊藤好みだったと考えられる。「ある日シュタインは地球儀のところへ余を呼び、指し顧みて曰く、ヨーロッパ文明及びこれ等の諸国は、この地中海を繞して発展して来たのだ、自分の講義も従ってこの地中海中心の講義を出ないと思う。君等の将来の発展はこの別側の日本海と、この支那海を中心として期せられねばならぬ。同様にして君等の学問も亦斯くあらねばならない、と。」(61)

こうしたわかりやすい語りは、難解な条文解釈よりも政治家伊藤を魅了したに違いない。シュタインの学問的業績というよりも、行政学の重要性を力説すること、その最高権威者と祭り上げたシュタインに師事したという事実を最大限利用することが伊藤にとっては最重要課題であり、そのために伊藤はシュタインの権威を利用し、結局は成功した。8月27日山田顕義宛ての手紙「幸いに良師ぶ逢ふことを得」たとし、早速井上馨に日本への招請を打診している。(62) 逆に祭り上げられたシュタイン側としても、心地よいものであっただろうし、シュタインがこの時期事業への投資の失敗から多額の負債を抱え込み苦境に陥っていたというなら、なおさらであった。(63)

伊藤はシュタインを祭り上げそのことによって自らの権威を高めることに成功した。それは、要人たちが挙って学問的水準はさておき、シュタインを訪問するという「シュタイン詣で」という現象を生み出したことが証明している。

有栖川宮熾仁親王は、10月にウィーンで伊藤とともにシュタインに会っているし、後藤象二郎も年末パリで伊藤と会った後、伊藤の強い勧めでシュタインを来訪している。青木周蔵に対しても伊藤はシュタインと会うように促しており、シュタインに会うべし、という伊藤の勧めに従って、その後大山巌(1884年11月)、谷干城(1886年7月)、西郷従道(1886年)、黒田清隆(1887

年1月) 小松宮彰仁親王 (1887年2月)、そして山県有朋 (1889年) など、明治期を活躍した元勲レヴェルの主要な政治家、官僚、皇族までが、シュタイン 詣でにはせ参じているし、これに書状のやり取りまで含めると、さらに松方正義、井上馨、果ては明治天皇にいたるまで裾野を広めるのである。(64)

伊藤はシュタインに日本政府雇い入れを申し出、その後何度も来日して政府顧問へ就任することを切望した。その都度シュタインから高齢を理由に断られるという返答は凡そ予測できた。問題は回答の如何というよりも、そこまでして招請するべき人物であるという印象を作り出すには成功したということであった。⁽⁶⁵⁾

こうした行政学とシュタインの権威を駆使し、自らの権威を高めるという伊藤の戦略は見事に成功した。帰国途上の伊藤に対して、16年7月14日付書簡にて、文部省少輔九鬼隆一は、「今般閣下の帰朝に付ては朝野共に其嘱望する所はなはだ重く」「恰も小児が厳父の帰家を如相待、実に延頸罷在候」と期待を表明し、「采雍と才学俱備を以て威望益盛なれば、大久保卿すでに亡ふる今日に在て、天下の重責はご迷惑ながら全く閣下に帰着したり」とする一方、「右府公の病も殆ど不治の症に有之れば、其の後任は必然閣下にあらざれば決して他人の其人ある事無しとの評は頻に耳朶に達せり(中略)又閣下は欧州に在て非常に黽勉せられ鋭意励精して憲法立法の点検に従事されれば実に感服の至りなりと曰ひ」と日本の最高指導者への賛辞を厭わず、「閣下の御勉強力の旺盛なる品評に至ては異口同音」「666」と絶賛の限りを尽くした。実際に伊藤の帰国直前に岩倉が亡くなると、洋行帰りで、行政学を身に着け、シュタイン教授の下で研鑽を積んだという権威を背景に、坂本の評価によれば、「伊藤は憲法調査の指導を通じて、『憲法カリスマ』とでも言うべき威信の獲得に成功した。」「675」こうして伊藤が主導する大日本帝国憲法制定への道が開かれたのであった。(686)

おわりに

明治期に入ると、すでに「ヨーロッパ」といった一括りの概念ではなく、英 仏と対照的な 「ドイツ」という認識は、青木周蔵の例のように、すでにかな り早期に確立していたと考えられるし、岩倉具視使節団はドイツと日本との類 似性に注目し、日独に共通したその旭日性に期待を寄せた。そうした共感が素 地となってドイツ主義が培われていくことになる。

岩倉に代表される政治家や官僚井上毅、外交官青木周蔵、教育者加藤弘之のような熱狂的なドイツ主義者たちが、各界で指導権を得て、幾層にも重なりながら、「ドイツー辺倒」を牽引していった。その中心的組織となったのが獨逸 學協會であった。

そうした素地の上で、ある種その結果というべき事件が明治14年の政変であり、これを転機として一気に「ドイツー辺倒」は推進されていった。その中で、問題は取り残された伊藤の挙動であった。明確なドイツ主義者であったとは言えなかった彼は憲法制定を中心とした政治的リーダーシップの指導権を岩倉一井上毅というドイツ主義者ラインへの対抗を迫られることとなった。追い詰められた伊藤が、ドイツ主義を利用しながら事態に対処しようとし、賭けに出たのが、独墺への憲法視察旅行であった。

当初ベルリンではその目論見は当たらず、むしろ事態は悪化する一方であった。そうした事態は、ウィーンでのシュタインとの出会いで一変した。伊藤は学問的・実践的には行政学の権威を使いながら、またシュタイン教授の権威を借りながら、「憲法カリスマ」の地位を確立することに成功し、このプロセスの中で、基本的には戦前日本一貫した底流となる「ドイツー辺倒」は定着することとなった。こうした素地の上に、大正期になると、学問的分野で多くのマルクス主義者が輩出されることになるのであった。

注

- (1)「谷干城筆録意見書」国立国家図書館所蔵 黒田清隆文書写筆 明治 20 年 7 月 谷 干城
- (2) 指原安三「伊藤伯の独逸主義」『明治政史』上『明治文化全集』正史篇、上巻 明 治20年 516頁
- (3) 井上久雄『近代日本教育法の成立』風間書房 1969 年 764 頁
- (4) 渡辺實『近代日本海外留学生史』上·下巻 講談社 昭和53年
- (5) 森川潤『明治期のドイツ留学生』雄松堂 2008 年
- (6)「独逸風吹き来れり」『政治社会経済及文学之評論 国民之友』東京民友社 明治 20 年3月号 5頁
- (7) 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制―シュタイン国家学の軌跡― (以下、ドイツ国家学)』ミネルヴァ書房 1999年 165頁
- (8) 水沢周『青木周蔵―日本をプロシャにしたかった男』(上)(中)(下)中公文庫 1997年
- (9) 『青木周蔵自伝-校注坂根義久(以下、青木自伝)』平凡社 1970年 18 頁
- (10) 同上 20 頁
- (11) 同上 20 頁以下。青木周蔵はドイツ主義者としての決定的な役割を、とくに長年滞在したドイツで果たした。坂根義久『明治外交と青木周蔵』 刀水書房 1985 年
- (12) 岩倉使節団についての最近の研究としては、田中彰『岩倉使節団の歴史的研究』 岩波書店、2002年。史料としては、太政官記録掛刊行 久米邦武、田中彰『特命 全権大使米欧回覧実記(1)~(5)』岩波文庫1977~1982年(以下、久米『実記』) が有名だが、これに関しては西川長男他『米欧回覧実記を読む―1870年代世界と 日本』法律文化社1995年参照。その他史料としては田中彰監修『岩倉使節団文書』 ゆまに書房1994年。
- (13) 久米 『実記』 332 頁
- (14) 清水伸『獨墺における伊藤博文の憲法取調と日本憲法(以下、獨墺における)』岩 波書店 昭和14年 108-109頁
- (15) 久米『実記』342-343 頁
- (16) 瀧井一博編『伊藤博文演説集』講談社学術文庫 2011 年 15 頁

- (17) 『岩倉公実記』中巻、岩倉公旧蹟保存会 1927 年 1038-1039 頁
- (18) Bismarck. Die gesammelten Werke, Band 8. Gespräche, S. 64-65.
- (19) 清水『獨墺における』11 頁
- (20) 瀧井一博『文明史の中の明治憲法(以下文明史)』講談社選書メチエ 2003 年 54 頁 以下
- (21) 明治 14 年政変に関して『ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典』の記載は、以下 の通り。「1881年大隈重信一派が明治政府中枢から追放された事件。当時、藩閥政 府に対抗する自由民権論者は国会開設、憲法の早期制定を強く政府に迫っていた。 政府もこれに対処するため2月各参議に意見を徴したが、同年3月政府部内で国 会開設、憲法制定をめぐり意見が食違い、大隈が単独で左大臣有栖川宮に「政党 内閣制、本年中に英米流の憲法を制定、2年後に国会開設 | という意見書を提出し たことに端を発し、大隈は伊藤博文と対立するにいたった。時を同じくして北海 道開拓使長官黒田清隆が国費 1400万円をかけた事業を、同じ薩摩出身の五代友厚 に38万円(30年賦)で払下げ決定をしたいわゆる開拓使官有物払下げ問題が生じ、 大隈はこれに強く反対した。ここで、伊藤ら薩長派は大隈、福沢諭吉らに反政府 陰謀があったという口実で、10月11日御前会議で大隈一派を罷免する一方、開拓 使払下げを中止する決定を行い、また翌 12 日には「明治 23 年に国会開設と憲法 を制定する」という詔勅を出すにいたった。この政変は単に国会開設問題だけで なく、維新以来の財政政策を舞台とした大隈と松方正義および伊藤らの間の権力 闘争の側面があり、以後、明治政府の政策は伊藤、黒田、松方、そして山県有朋 らの薩長藩閥グループによって決定されていくこととなった。」
- (22) 大日本帝国憲法の制定に当たって、早期から井上毅を支える形でドイツ人の活躍が目立った。ロェスラー(Hermann Roesler)が代表的だが、ベルリンで伊藤に講義したモッセも作業に参加している。ロェスラーに関しては、長井利浩『明治憲法の土台はドイツ人のロェスラーが創った』文芸社 2015 年参照。モッセに関しては、最近彼の書簡集がドイツで公刊されている。Albert Mosse, Lina Mosse, Fast wie mein eigen Vaterland: Briefe aus Japan 1886-1889, Muenchen 1995. ただ、彼らは当時ドイツにおいては、ロェスラーはカトリック、モッセはユダヤ人ということで、マイナーな存在であった。また、大日本帝国憲法の成立過程については、依然として稲田正次『明治憲法成立史』上・下巻、有斐閣、1960 年、

1962 年が古典的地位を保っている。他に、稲田正次『明治憲法成立史の研究』有 斐閣 1979 年、清水伸『明治憲法制定史(上)(下)』原書房 1971 年も参照。

- (23) 鳥海靖『日本近代史講義―明治立憲制の形成のその理念』東京大学出版会 1988 年
- (24) 明治14年の政変時点での伊藤の対応に関しては、瀧井一博『伊藤博文 知の政治家』 中央公論新社 2010年参照。
- (25) ドイツ主義者井上毅に関しては、森川潤『井上毅のドイツ化構想』(広島修道大学 学術選書 19) 雄松堂 2003 年に詳しい。
- (26)「人心教導意見案」『井上毅伝』第1巻 国学院大学図書館 1986年 251頁
- (27) 瀧井『文明史』162 頁以下
- (28) 獨逸学協会については、獨協大学の前身とも言われ、教育機関の側面からの考察が中心とされてきたが、教会やフリーメーソン等を介在させたドイツ主義者の「結社」的側面からのアプローチが日本からだけではなく、ドイツからも待たれる。
- (29) 教育機関を中心とした獨逸学協会の歴史としては、新宮譲治『獨逸学協会学校の研究』校倉書房 2007 年参照。
- (30) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻 有斐閣 1960 年 568 頁
- (31) 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』吉川弘文館 2012年 81 頁
- (32) 佐々木高行『保古飛呂比』第11巻 東京大学出版会 1979年 22-23頁
- (33)『東京横浜毎日新聞』明治15年2月28日
- (34)『郵便報知新聞』明治15年3月9日
- (35) ジョージ・アキタ著、荒井孝太郎、坂野潤治訳『明治立憲政と伊藤博文』東大出版会 1971年 119頁
- (36) 瀧井『ドイツ国家学』165 頁
- (37) 坂本前掲書 92-101 頁
- (38) 瀧井『ドイツ国家学』169 頁
- (39) 吉野作造「スタイン・グナイストと伊藤博文」『吉野作造選集』第11巻 岩波書 店 1995年 342-363頁
- (40) 伊藤が聞いた憲法講義記録は伊東巳代治によって筆記されていたが(清水伸『明 治憲法制定史(上)』原書房 1971年 347-552頁)、それを基にした清水伸による 伊藤の講義日程は以下の通りである。

明治15年5月16日に一行がベルリンに着き、25日にはモッセの講義が始まった。

講義内容は、「第一編、普国立憲政体起肇沿革、付スタイン氏内政釐革ノ建策」以下、27日には、「第二編、国王ノ行政権及宰臣ノ邦家ニ対スル責任」、29日には「第三編、国王登祚、特権、継統法、幷貴族爵位、付王室捧資ノ制」、31日「第四編、王位継承ノ順序及国王財産ノ区別、付国王摂政及代理官ノ制」、6月8日「第五編、帰化法及法律服従ノ義務」、10日「第六編、普国臣民ノ邦家ニ対スル義務」、12日「第七編、一個人ノ権利」、14日「第八編、犯人逮捕家宅捜索」、17日「第九編、一個人思想発露ノ自由及ヒ著書、新聞紙刊行ノ自由ノ利病、付宗教ノ自由」という具合に隔日のペースで進められ、続く内容は以下の通りであった。

「第十編、人民党社、付財産ニ関スル安全」「第十一編、公法上ニ於テノ不動産保護、 付財産逓伝特制」「第十二編、村邑に属スル入会地及地方自治ノ体制、付欧南羅馬 人ノ国ト欧北独逸人ノ国トノ民俗習致 |、「第十三編、独逸村ノ制及吏員ノ資格 |、「第 十四編、市政及府会 |、「第十五編、市府警察及地方税、付貧民救助 | 「第十六編、 郡治章程」「第十七編、政府一般ノ行政及地方自治ノ詳説、付中区ノ制幷団台処務」 「第十八編、中区役所費用及選挙組合 | 「第十九編、郡会議員選挙被選挙権 | 「第 二十篇、郡歳出入ノ予算及常置委員、付選挙法補説」「第二十一編、州制総説」「第 二十二編、州常置委員及課税法 | 「第二十三編、政府一般ノ行政概説及州県郡官吏 | 「第二十四編、行政裁判大綱」「第二十五編、議院組織」「第二十六編、貴族院庶民 院の関繋 | 第二十七編、議員被選挙権 | 「第二十八編、政権 | 「第二十九編、議院 開閉法、邦家ノ意向」「第三十編、法律成立論」「第三十一編、詔令」「第三十二編、 | 詔令ト法律の関繋 | 「第三十三編、法律施行ノ時及所、付法律ノ廃止中止 | 「第 三十四編、行政立法ノ関渉如何」「第三十五編、行政権励行」「第三十六編、法律 施行ノ分界 | 「第三十七編、司法 | 「第三十八編、司法ニ関スル立法 | 「第三十九編、 司法ノ通則」「第四十編、司法ノ組織」「第四十一編、ランドゲリヒト及ヒアムツ ゲリヒトノ設及検事の職 | 「第四十二編、代言人ノ制、付法庁宣告 | 「第四十三編、 内務諸政」(清水『独墺における』26-32 頁)

- (41) 明治6年6月6日付河野敏鎌宛書簡、井上毅伝記編纂委員会『井上毅伝』史料篇 第4、国学院大学図書館 1971年 399頁
- (42) 末松謙澄「伊藤公の鷗洲に於ける憲法取調顚末(以下、伊藤公)」『国家学会雑誌』第26巻12号 1912年 1873頁
- (43) 末松謙澄「伊藤公 | 1871 頁

- (44) 堅田智子「伊藤博文憲法修業へのアレクサンダー・フォン・シーボルトの関与」『洋学』第 22 号(2015 年)1-27 頁。これに限らず、明治外交にあって、アレクサンダー・フォン・シーボルトが果たした役割は従来評価されていたよりもはるかに大きかったと考えられる。アレクサンダー・シーボルトに関しては、ドイツではボーフム大学の日本学科を中心に発掘が進められている。彼の日記は、Vera Schmidt(Hg.), Acta Sieboldiana VII, Alexander von Siebold, Die Tagebuecher A(1866-1892), B(1893-1911), C(Anmerkungen und Register), Wiesbaden 1999、日本外務省や東京大学に保管されている彼の手紙や通信記録は、Vera Schmidt(Hg.), Acta Sieboldiana IX, Korrespondenz Alexander von Siebolds in den Archiven des japanischen Aussenministeriums und der Tokyo-Universitaet 1859-1895、Wiesbaden 2000、その所在地を含めた一覧表は、Vera Schmidt、Edeltraud Wollowski, Acta Sieboldiana IV, Beiheft Kopierbuecher und Briefsammlung des Alexander von Siebold, Ein Verzeichnis, Wiesbaden 1991. という形で刊行されている。
- (45) 明治 15 年 7 月 5 日付 井上宛伊藤書簡『井上馨文庫』 628-629 頁
- (46) 『伊藤博文秘録(明治百年史叢書)(以下、秘録)』原書房 1982 年 292 頁
- (47) 『伊藤博文秘録(続)(明治百年史叢書)』原書房 1982年
- (48) 清水『獨墺における』 36 頁
- (49) 伊藤博文関係文書研究会『伊藤博文関係文書 7』 塙書房 1979 年 218 頁以下
- (50) 末松謙澄「伊藤公」1873 頁
- (51) 『青木自伝』 234 頁以下
- (52) 明治 15 年 8 月 11 日付岩倉宛伊藤書簡、春畝公追頌会『伊藤博文伝 中巻』春畝 公追頌会 1940 年 294-299 頁
- (53) 坂本前掲書 133-144 頁
- (54) 瀧井『文明史』110頁
- (55) 坂本前掲書 137-138 頁
- (56) 末松謙澄「伊藤公」1877 頁
- (57) 『秘録』 307 頁
- (58) シュタインに関しては、48 年革命以前に Der Sozialismus und Kommunismus des heutigen Frankreich, Leipzig 1842 をすでに出版しているところからも、マルクスへの影響も考えられる。最近のシュタインに関する研究書としては、Utz Schlies-

ky, Jan Schlürmann, Lorenz von Stein. Leben und Werk zwischen Borby und Wien (= Wissen im Norden). Wachholtz Verlag, Kiel 2015: Utz Schliesky (Hg.): Lorenz von Stein und die rechtliche Regelung der Wirklichkeit. Mohr Siebeck, Tübingen 2015. があげられる。

- (59) 明治 15 年 5 月某日伊藤宛井上書簡、伊藤博文関係文書研究会『伊藤博文関係文書 1』 塙書房 1973 年 340 頁
- (60) 瀧井『文明史』118頁
- (61) 清水『獨墺における』 36-37 頁
- (62) 明治15年8月27日付山田宛伊藤書簡、春畝公追頌会『伊藤博文伝 中巻』春畝 公追頌会 1940年 303頁
- (63) 瀧井『文明史』113頁
- (64) 同上書 158 頁
- (65) シュタインの日本招請の目的に関しては、「小生獨逸学問の根底あるを見て益々此等の人物の今日我國に必要なるを覚へ申候此人日本に至り學校の創立組織教育の方法を実地に就て見込を立てしむるを主とし現政の法度状況に就て政府の顧問たらしめば只に目下の便宜を得る而已ならず百年の基礎を又随つて牢固ならん」(末松謙澄「伊藤公」1876 頁)といわれるように、シュタインの教育方法も伊藤は是非日本に移植したいと思っていた。
- (66) 明治 16 年 7 月 14 日付伊藤宛九鬼書翰 『伊藤博文関係文書 4』、335-340 頁
- (67) 坂本前掲書 144 頁。維新の三傑に次ぐ次世代の伊藤 (1841 年生まれ) は、松下村 塾の出身であるといったストーリーによって自らの権威を下支えする術に長けて いた。そのことによって、ほぼ同世代の大隈重信 (1838 年生)、井上毅 (1844 年生) などに対する優位性を正当化しようとしていた、と考えられる。
- (68) 1889 年制定された大日本帝国憲法は、1871 年のいわゆるビスマルク憲法を下敷きにしたと言われている。ただ、ドイツでは、1848 年革命の対応として、各邦は憲法をすでに持っていた。プロイセンの場合は、1848 年革命の下からの憲法制定の動きに対抗して、1850 年欽定憲法として制定された。1850 年 1 月 31 日に修正されたプロイセン邦憲法は、全9章119条であって、「1章 領土について」から始まり、「2章 プロイセン人の権利について」、「3章 国王について」「4章 大臣について」「5章 議院について」「6章 裁判権について」「7章 裁判官以外の邦

官僚について | [8章 財政について | [9章 市町村組織について | という構成であっ た。http://www.documentarchiv.de/nzjh/verfpr1850.html その他の邦もプロイセ ンと同じような動きを見せ、そこで制定された邦憲法は基本的には1918年のドイ ツ革命まで継続された。こうした分権的構造は、現在のドイツにつながる伝統と もなっている。

1871 年 4 月 16 日のいわゆるビスマルク憲法は、ドイツ統一という、それとは違 うコンテクストで制定された「帝国」の構成を論じた「帝国」の憲法であって、 正確に言えば、欽定憲法ではなく、条約憲法にあたる。13章78条からなり、「1 章 連邦の領土 | 「2章 帝国立法 | 「3章 連邦参議院 | 「4章 最高執行機関(皇 帝)」「5章 帝国議会」「6章 関税・通商」「7章 鉄道」「8章 郵便と電報」「9 章 海軍と海運 | 「10章 領事機能 | 「11章 帝国軍事 | 「12章 帝国財政 | 「13 章 紛争の調停と処罰規定 | http://www.documentarchiv.de/nzih となっており、 帝国の構成を論じるというところから、国民の権利規定はなく、当初内閣や首相 に関する条項もなかった。

大日本帝国憲法は7章76条からなる。「第1章 天皇」「第2章 臣民権利義務」「第 3章 帝国議会 | 「第4章 国務大臣及枢密顧問 | 「第5章 司法 | 「第6章 会計 | 「第7 章 補則」という構成になっており、形式上はビスマルク憲法よりもプロイセン憲 法に近い。この点は末松謙澄も「尤も獨逸と云っても聯邦の重なるものは普魯西 であって、普魯西憲法が獨逸帝国憲法よりも寧ろ多く参考となった譯合である。」 (末松「伊藤公 | 1870頁) と気づいていた。